

【国による200万円（中小法人）・100万円（個人事業）支援金制度】  
「持続化給付金」申請サポート会場 開設のお知らせ  
[完全予約制]

経済産業省は、「持続化給付金」に関して、「ご自身で電子申請を行うことが困難な方」のために、5月30日（土）から、「完全予約制」による「申請サポート会場」を開設します。

- 会場にある端末で申請者本人が申請入力を行います。
- その入力をサポートするスタッフが会場に常駐しています。

会場	上越商工会議所 3階大ホール（上越市新光町1-10-20）
開設期間	令和2年8月31日（月）まで ※7月31日までだった開設期間が延長されました
開場時間	午前10時00分～午後6時00分（日曜日は閉所）
予約方法  (注) 予約には会場番号が必要となります  会場番号 = [1511]	<p>①Web予約</p> <p>⇒「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。 <a href="https://www.jizokuka-kyufu.jp/">https://www.jizokuka-kyufu.jp/</a> ※トップページの「申請サポート会場」から予約ページに移動 予約する会場を選択し、必要事項を記入のうえ、「来訪予約」をクリック</p> <p>②電話予約（自動ガイダンス） 0120-835-130</p> <p>⇒「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」までお電話ください。 自動ガイダンスで予約方法を案内します。（24時間予約可能）</p> <p>③電話予約（オペレーター対応） 0570-077-866</p> <p>⇒「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」にて、 申請サポート会場の予約を受け付けます。（9時～18時）</p>
事前準備 (当日必要)	<p>①申請補助シート ⇒ 「持続化給付金」事務局ホームページよりダウンロード (※1) ダウンロードできない方は、<u>上越商工会議所</u>にも 用意してありますので取りにお越しください。</p> <p>②必要書類 ⇒ 裏面参照</p>
注意事項	<p>1. 「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から<u>完全予約制</u>のため、事前予約無しにご来場いただいてもサポートが受けられません。</p> <p>2. ご来場の際は<u>下記ご協力</u>をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・原則として申請者お一人でご来場ください。</li><li>・当日は必ず検温のうえご来場ください。 (37.5度以上の方は入場をお断りさせていただきます)</li><li>・必ずマスクを着用のうえご来場ください。</li><li>・入場時は設置のアルコール消毒薬で手指先の消毒をお願いします。</li></ul>

(※1) 上越商工会議所（上越市新光町1-10-20 / TEL 025-525-1185）

－ 本件について不明な点は会議所へお気軽にお問合せください －

（裏面へ⇒）

## [中小法人等の必要書類]

No	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容
1	確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書別表一 の控え (1枚)</li> <li>・法人事業概況説明書 の控え (2枚)</li> </ul> <p>※少なくとも、確定申告書別表一の控えには<u>收受日付印</u>が押されていること。            ※e-Taxを通じて申告を行っている場合、<u>受信通知</u>が必要です。</p>
2	2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象月の売上台帳等</li> </ul> <p>■ 売上台帳として確認できる書類について</p> <p>※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。            ※対象となる【売上月】を記載してください。            ※対象となる売上月の【売上額】の【合計】を記載してください。            ※売上額が0円の場合は【対象となる売上月】の売上額が【0円】であることを明確に記載してください。</p>
3	通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行名・支店番号・支店名・口座種別</li> <li>・口座番号・口座名義人が確認できるもの</li> </ul>

## [個人事業者等の必要書類]

No	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容
1	確定申告書類 (青色申告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書第一表 の控え (1枚)</li> <li>・所得税青色申告決算書 の控え (2枚)</li> </ul> <p>※<u>收受日付印</u>が押されていること。 (e-Taxの場合は<u>受信通知</u>が必要です)</p>
	確定申告書類 (白色申告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書第一表 の控え (1枚)</li> </ul> <p>※<u>收受日付印</u>が押されていること。 (e-Taxの場合は<u>受信通知</u>が必要です)</p>
2	2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等	※上記「中小法人等」と同様です。
3	通帳の写し	※上記「中小法人等」と同様です。
4	本人確認書の写し (右記のいずれか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①運転免許証 (両面) (返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能)</li> <li>②個人番号カード (オモテ面のみ)</li> <li>③写真付きの住民基本台帳カード (オモテ面のみ)</li> <li>④在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書 (在留の資格が特別永住者のものに限り) (両面)</li> </ul> <p>※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤住民票の写し及びパスポート (顔写真の掲載されているページ) の両方</li> <li>⑥住民票の写し及び各種健康保険証の両方</li> </ul>

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業を余儀なくされるなど  
事業継続にお困りの中堅・中小企業、小規模事業者  
フリーランスを含む個人事業者の皆様へ

【中小法人・個人事業者のための】

# 持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

【支援対象を拡大します】

売上が前年同月比 50%以上減少している事業者の方は、  
事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。  
(令和3年1月15日まで申請が可能です。)

## 給付内容

中堅・中小企業、小規模事業者

上限 **200万円**

フリーランスを含む個人事業者

上限 **100万円**

給付額：前年の総売上(事業収入) - (前年同月比△50%月の売上×12か月)

## 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、迅速かつ安全に給付を行うため、

**電子(オンライン)申請で受け付けます。**  
パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。

パソコンでの申請は

スマホでの申請は

持続化給付金

検索



「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます。

## 持続化給付金コールセンター

0120-115-570

IP電話番号 03-6831-0613

※電話は大変混雑のことが予想されますので、ホームページやFAX、LINEもご利用ください。

【受付時間】 8:30~19:00

(7,8月中は全日対応)

FAXでも情報が取り出せます。



LINEでもお問い合わせを受け付けています。  
LINE ID: @kyufukin\_line



※コールセンターでは、不正受給の  
内部通報にも対応しています。

新たに対象になった方の申請は  
6月29日より受付を開始しております。

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者や2020年1月~3月の間に創業した事業者についても、収入が50%以上減少している等、条件を満たすことで、対象といたします。

# 持続化給付金の申請手続き方法

## 「申請」の前に準備!

### 1 まず、必要書類を揃えてください。

#### 法人

- 確定申告書別表一の控え<sup>※</sup>(1枚)及び法人事業概況説明書の控え(2枚)計3枚  
(対象月の属する事業年度の直前の事業年度分)  
\*少なくとも確定申告書別表一の控えには収受日付印(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの  
(2020年〇月と明確な記載があるもの)
- 法人名義の口座通帳の写し(法人の代表者名義も可)  
※通帳の表面、通帳を開いた1-2ページ目の両方  
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー

#### 個人

- **青色申告の場合**  
2019年分の確定申告書第一表の控え<sup>※</sup>(1枚)と  
所得税青色申告決算書の控え(2枚)計3枚  
(2019年分の確定申告書第一表の控え1枚のみ可。ただし白色申告の場合と同様に  
2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。)
- **白色申告の場合**  
2019年分の確定申告書第一表の控え<sup>※</sup>(1枚)計1枚  
\*少なくとも確定申告書第一表の控えには収受日付印(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの  
(2020年〇月と明確な記載があるもの)
- 申請者本人名義の口座通帳の写し  
※通帳の表面、通帳を開いた1-2ページ目の両方  
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー
- 本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書\*)  
\*運転免許証、個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、  
特別永住者証明書、外国人登録証明書など。  
上記を保有していない場合は「住民票の写し及びパスポート」「住民票の写し及び各種健康保険証」の  
組合せで代替することがあります。

#### 2020年1~3月の間に新規創業した事業者

通常の提出書類に加えて、以下の書類が必要になります。

- 税理士が確認した毎月の収入を証明する書類
- 個人事業の開業・廃業等届出書または事業開始等申告書(個人)  
履歴事項全部証明書(法人)

#### 主たる収入を雑所得や給与所得で確定申告した個人事業者

通常の提出書類に加えて、以下の書類が必要になります。

- 収入が業務委託契約等の事業活動からであることを示す書類  
(1)業務委託等の契約書の写し又は契約があったことを示す申立書  
(2)支払者が発行した支払調書又は源泉徴収票  
(3)支払があったことを示す通帳の写し  
※①~③の中からいずれか2点を提出(②の源泉徴収票の場合は、①との組み合わせ必須)
- 国民健康保険証の写し

詳しくは持続化給付金ホームページでご確認ください。

### 2 次に、必要書類をデータ化してください。

#### パソコンの場合は

必要書類をスキャンして  
パソコンに取り込んでください。

※形式は「PDF」「JPG」「PNG」のいずれかでお願いします。

#### スマホの場合は

必要書類を撮影して  
写真をスマホに保存してください。

## 「申請」の操作はカンタン!

### 1 「持続化給付金」 ホームページにアクセス。

持続化給付金 検索

スマートフォンでも  
ご利用可能です。

### 2 メールアドレスを入力し、 仮登録してください。

申請ボタンをクリック

メールアドレスを入力

仮登録が完了

### 3 確認メールから、本登録へ。

メールに記載のURLをクリック

ログインID・パスワードを登録

本登録が完了

### 4 マイページに各種情報 入力してください。

法人または個人の 基本情報

売上額 ※入力すると申請金額も自動計算

口座情報 通帳の写しをアップロード

### 5 必要書類を添付してください。

確定申告書類の控え

売上減少となった月の売上台帳等の写し

個人の場合は本人確認書類の写し

※特例を利用する場合や雑所得・給与所得での申請を行う場合は、  
追加で書類が必要となります。詳しくは申請書類をご確認ください。

これで申請手続きが完了です。

持続化給付金事務局にて、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、  
メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

申請内容に不備等がなければ、  
2週間程度で給付通知を発送  
ご登録の口座に入金されます。

※「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者向け」の申請を  
利用した場合は、通常の事業収入での申請に比べ、入金まで時間がかかります。

### 申請する際のご注意

事後的に申請内容に虚偽が明らかになった場合は返納を求められることがあります。虚偽内容が特に重大または悪質な場合には  
事業者名等を公表します。さらに特に悪質なものについては刑事告発等を行う可能性もありますのでご注意ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、迅速かつ安全に給付を行うため、基本「電子(オンライン)申請」で受け付けていますが、

## ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために 「申請サポート会場」を開設しています。

### 「申請サポート会場」のご予約方法

会場は完全事前予約制になっていますので、必ずご予約を。  
予約方法は3つあります。

#### 1 WEB予約

持続化給付金ホームページ   から  
24時間いつでもご予約できます。  
※メンテナンス時間は除く

「MENU」から  
「申請サポート会場」のコーナーを見る

自治体を選択するか、  
住所等を入力して、最寄りの会場を検索

来訪予約をクリックして、  
「予約希望日」「希望時間」をクリック

必要事項を入力して確認、  
「予約」をクリックすれば完了です

#### 2 電話予約(自動音声予約システム)

24時間いつでも、音声ガイダンスに沿ってボタン操作をすることで  
申請会場を予約できます。

申請サポート会場予約専用ダイヤル(自動)  
 **0120-835-130**

※同じ番号で、FAXにより会場一覧と会場コードを取り出すことができます。

※WEB(スマホ)・FAXがなく、会場コードがわからない場合は、

電話窓口  **0570-077-866** まで。

#### 3 電話予約(オペレーター対応)

電話窓口でも予約を受け付けます。  
大変混み合うことが予想されますので、  
☑ WEB予約や ☑ 自動音声予約システムもご活用ください。

申請サポート会場電話予約窓口(オペレーター対応)  
 **0570-077-866**

受付時間: 平日、土日祝日ともに9時~18時

### 「申請サポート会場」のご利用にあたって

電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して、  
申請サポート会場にて補助員が  
電子申請の入力サポートを行います。

#### 1 事前に来訪予約が必要です。

感染拡大を避けるため、申請サポート会場の利用には事前の「来訪予約」が  
必要です。先に予約を済ませてご来場ください。ご予約は、各会場ごとに  
場所や開設時間などをご案内しているページから行えます。

#### 2 申請補助シートをご持参ください。

事前準備として申請に必要な情報を「申請補助シート」に記入して  
当日ご持参ください。

<シートは持続化給付金ホームページから出力できます>

中小法人等申請補助シート

個人事業者等申請補助シート



#### 3 下記の必要書類をすべてご持参の上、ご来場ください。

申請時に提出が必要な書類を必ずご持参ください。  
申請会場にはコピー機がありません。  
また、USBメモリなどでデータを受取ることもできませんので、  
紙の出力又は紙にコピーしたものをご持参ください。必要な書類は  
「中小法人等」と「個人事業者等」で異なりますのでご注意ください。

#### 会場にご来訪される際の注意

会場では感染拡大を避けるため、新型コロナウイルス対策を実施中です。

- 予約時間の10分前までに申請サポート会場までお越しの上、8桁の予約番号とお名前をお伝えください。なお、予約時間を15分以上超えた場合、予約はキャンセルとして扱わせていただきます。
- 申請サポート会場では電子申請のサポートを行います。申請に関する詳しい相談は受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。
- 当日はコロナ対策のため、ボールペン等の筆記用具をお持ちください。
- 必ずマスク着用の上、ご来場ください。
- 原則として申請書様お一人でご来場ください。(補助者、介助者等は除く)
- 当日は必ず快温の上お越しください。また37.5度以上の方は、会場への入場をお断りさせていただきます。
- コロナ対策の観点からご来場者の方のお名前と電話番号を会場で係りの者がお伺いします。
- 手続きには30分から1時間を要します。お時間には余裕をもってお越しください。

詳しくは持続化給付金ホームページでご確認ください。

全国500カ所以上に、電子申請の入力サポートを行う窓口を設置しております。また、全国各地の商工会・商工会議所においても、電子申請の入力サポートを行っています。最寄りの申請サポート会場、商工会・商工会議所にご相談ください。

FAQ

## 「持続化給付金」に関するご質問にお答えします。

### Q1 申請方法が知りたい

持続化給付金の申請用ホームページから電子申請してください。詳しくは、申請方法・必要書類(証拠書類)ページをご確認ください。  
電子申請が難しいときは、全国に設置する申請サポート会場(事前予約が必要)をご利用ください。なお、申請に必要な書類に不備や不足がある場合は、申請できない場合がありますのでご注意ください。会場では感染拡大を避けるため新型コロナウイルス対策を実施中です。必ず係員の指示に従ってください。

### Q2 給付金額が知りたい(中小法人等)

給付金の給付額は、200万円を超えない範囲で対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た金額を差し引いたものとします。

### Q3 給付金額が知りたい(個人事業者等)

給付金の給付額は、100万円を超えない範囲で2019年の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た金額を差し引いたものとします。

### Q4 確定申告書(控え)に收受日付印がありません(中小法人等)

提出していただく確定申告書(控え)は、必ず收受日付印が押印されているものを提出してください。\*親署署名印(もしくは税理士印)  
もし、確定申告書(控え)に收受日付印が押印されていない場合は、代わりとして、税理士による押印及び署名がなされた月ごとの事業収入を証明する書類(様式自由)を提出してください。  
※e-Taxの場合は「受信通知」を提出してください。

### Q5 確定申告書(控え)に收受日付印がありません(個人事業者等)

提出していただく確定申告書(控え)は、必ず收受日付印が押印されているものを提出してください。  
\*親署署名印(もしくは青色申告会印・自治体印でも申請することはできますが、証拠書類等の確認に時間を要します)  
もし、確定申告書(控え)に收受日付印が押印されていない場合は、代わりとして納税証明書(その2)を提出してください。納税証明書(その2)も提出できない場合は、証拠書類等の確認に時間を要するため、給付までに大幅に時間を要します。なお、証拠書類等の真正性が確認できないときは給付できない場合があります。  
※e-Taxの場合は「受信通知」を提出してください。

### Q6 申請後はどのような連絡がきますか

申請に不備・不明点がありましたら、メールでお知らせいたしますので、マイページをご確認ください。金額が確定しましたら「持続化給付金の振込のお知らせ」という給付通知書が発送されます。

### Q7 スマートフォンでも電子申請できますか

スマートフォンでも申請可能です。

### Q8 パスワードがわからず、マイページにログインできません

パスワードを忘れた場合は、持続化給付金申請マイページの「パスワードをお忘れの方はこちらから」をクリックして、パスワードリセットをお試しください。パスワードをリセットするには登録時にご自身で設定した「ログインID」が必要となります。もし申請の途中で「ログインID」も忘れてしまった場合は、持続化給付金ホームページの「申請」ボタンからやり直してください。  
※「ログインID」を忘れるとマイページにログインできなくなりますのでご注意ください。

### Q9 登録したID/パスワードがエラーになり登録できません

仮登録のメールに記載されたURLから本登録を行うと申請画面へ遷移します。  
ログインページやエラー画面が表示された場合は、ID/パスワードが正しく登録されていない可能性がありますので、再度、仮登録完了メールのURLよりご登録ください。

### Q10 マイページとは何ですか

申請を完了するためのページです。マイページでは、○申請前の内容修正、○申請後の内容確認、○不備通知後の不備内容の修正も行うことができます。※マイページは、本登録後に利用可能となります。

### Q11 戻って申請してしまったので取り消したい(一部修正したい)

電子申請を行った後に取り消すことはできません。また、申請いただけますと、審査中に修正を行うことはできませんので、申請前に不備等がないことを十分に確認してから申請してください。  
なお、不備があった場合は事務局から不備通知メールをお送りしますので、マイページで修正すべき内容をご確認の上ご対応ください。

### Q12 電子申請する前に準備しておくものはありますか

申請に必要な証拠書類等を、電子申請の際に添付できるよう事前にデータ化しておいてください。  
※データ形式はPDF・JPG・PNGのいずれかとなります。スキャナーで読み取ったデータ(スマホで撮影した明瞭な写真でも可)をご用意ください。

### Q13 申請画面でエラーが出て進めません

**資料の添付について** 添付できる資料のサイズは、10MBです。ファイルサイズをご確認の上添付をしてください。ファイルサイズがオーバーしてしまう場合は、必要な箇所のみスキャンする、スキャンする際の設定を確認する、などをお試しください。

**文字入力について** 入力フォームに使える文字や、注記が記載されていますので、入力フォーム指定の文字や記載方法になっているか今一度お確かめください。

### Q14 申請後、どれくらいで給付されますか

申請内容に不備等がなければ2週間程度で、申請された銀行口座に振込を行います。なお、確認が終了した際には、給付通知(不支給の場合には不支給通知)を発送させていただきます。  
通知が到着した際には内容をご確認ください。  
※通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承ください。※「主たる収入を所得税・給与所得で確定申告した個人事業者向け」の申請を利用した場合は、通常の事業収入での申請に比べ、入金までに時間がかかります。

## ⚠️ 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください。

変だぞ!  
相談したいと思ったら

持続化給付金コールセンター  
0120-115-570 まで

もしかして詐欺?  
不安になったら

最寄りの警察署か  
#9110 (警察相談専用電話) まで